

## ＜対策のポイント＞

特別母樹林の所有者に対する損失補償を実施します。

## ＜政策目標＞

現在、指定されている特別母樹林の私有林のうち169haについて、損失補償金を交付

## ＜事業の内容＞

### 1. 特別母樹林保存損失補償金

- 特別母樹（林）は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質を有する樹木、又はその集団を育種素材として提供するための種穂の供給源として、林業種苗法第4条の規定に基づき、農林水産大臣が指定したものです。
- 林業種苗法第8条（特別母樹等についての損失補償）に基づき、特別母樹（林）として指定することにより、当該森林所有者が本来得られるであろう所得の損失を補償するものであり、指定時における立木価格（伐採・搬出にかかる経費を控除）の3%を支払います。

## ＜事業イメージ＞

- 指定された特別母樹（林）の所有者等は、その目的のため、林業種苗法第7条の規定により、**これらの樹木を伐採してはならない**とされています。
- そのため、昭和45年より、林業種苗法第8条の規定に基づき、**国は特別母樹（林）の所有者等に対し、通常受けるべき損失を補償しなければならない**とされています（義務的経費）。
- 年度の途中において、補償を行うことを要しない原因を生じたときは、当該原因を生じた当月までの月数により、それぞれ**月割計算**により補償額を算出します。

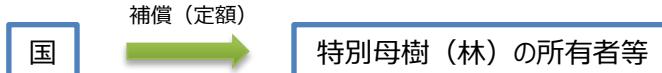


石川県の特別母樹林



和歌山県の特別母樹林

## ＜事業の流れ＞



損失補償の対象となる特別母樹（林）は、全国で30箇所、169ha